



基準価額の推移



※基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり信託報酬控除後です。分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンド概要

- 設定日
2011年3月1日
- 決算日
毎月17日（休業日の場合は翌営業日）

基準価額および純資産総額

基準価額	7,168円
(前月比)	-60円
純資産総額	3.5億円

基準価額の変動要因

基準価額変化の要因分析	
債券要因等	-26円
分配金	-20円
ヘッジコスト	-3円
信託報酬等	-11円
合計	-60円

※要因分析は、過去の日次データに基づき計算した概算値です。

ファンド騰落率

騰落率(%)	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-0.55%	-2.11%	-0.13%	+0.97%	+9.00%	+3.03%	+25.14%

※ファンドの騰落率は、基準価額に課税前分配金を再投資したものと計算しています。設定来については、設定時の基準価額10,000円を基準にして計算しています。

分配金実績（1万口当たり、課税前）

第122期 2021年6月	第123期 2021年7月	第124期 2021年8月	第125期 2021年9月	第126期 2021年10月	設定来 累計
20円	20円	20円	20円	20円	4,990円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

ポートフォリオ特性値（主要投資対象ファンド）

	ポートフォリオ
銘柄数	35
平均直接利回り	4.72%
平均最終利回り	4.36%
平均デュレーション	8.04年
平均残存年数	12.19年
平均格付け	BBB-
債券組入比率	102.2%

※ポートフォリオの銘柄数、平均直接利回り、平均最終利回り、平均デュレーション、平均残存年数、平均格付け、債券組入比率は、新興国債券の実質的な運用を行っているインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータによります。格付けはS&PまたはMoody'sの格付けを採用しています。

設定・運用は



BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第406号
[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会／一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

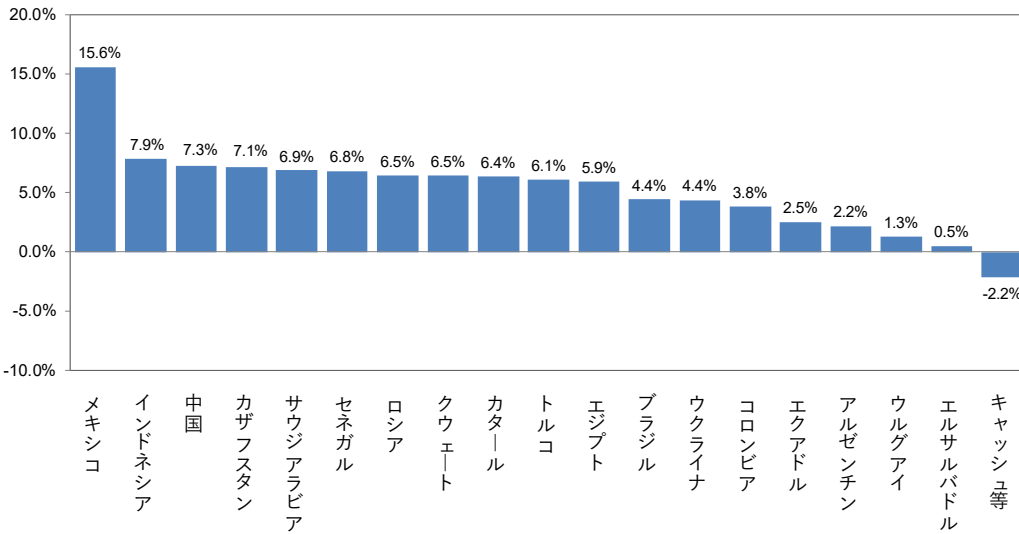
BNYメロン・新興国ソブリン・ファンド(円ヘッジ)

追加型投信/海外/債券



月次レポート

国別構成比率 (主要投資対象ファンド)



※新興国債券の実質的な運用を行っているインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータによります。

※キャッシュ等は、現金の他、未収金・未払金等を含みます。

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し合わせても100%に一致しないことがあります。

組入上位10銘柄 (主要投資対象ファンド)

順位	銘柄名	国名	種別	クーポン	償還日	比率
1	プラタミナ・パルセロ	インドネシア	準国債	5.625%	2043/05/20	7.9%
2	アリババ・グループ・ホールディング	中国	社債	4.200%	2047/12/06	7.3%
3	カズ・トランスガス	カザフスタン	準国債	4.375%	2027/09/26	7.1%
4	サウジアラビア国債	サウジアラビア	国債	3.250%	2030/10/22	6.9%
5	セネガル国債	セネガル	国債	6.250%	2033/05/23	6.8%
6	ガスプロム	ロシア	準国債	3.500%	2031/07/14	6.5%
7	イクエート・ベトロケミカル	クウェート	準国債	2.625%	2028/04/28	6.5%
8	QNBファイナンス	カタール	準国債	1.375%	2026/01/26	6.4%
9	メキシコ電力公社 (CFE)	メキシコ	準国債	3.348%	2031/02/09	6.3%
10	エジプト国債	エジプト	国債	5.875%	2031/02/16	5.9%

※新興国債券の実質的な運用を行っているインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータによります。

新興国債券市場の推移 – グローバル債券市場との比較



※新興国債券市場は、JPモルガンEMBI Global 指数 (円ヘッジベース)、グローバル債券市場は、FTSE World Government Bond Index (円ヘッジベース) を使用。

※ファンドの設定日2011年3月1日を100として指数化。

出所: Bloomberg、JPMorgan



月次レポート

コメント

当月、主要投資対象ファンドであるエマージング・マーケット・サイケン・ファンドは下落となりました。当ファンドのパフォーマンスは-0.55%となりました。なお、主要投資対象ファンドのパフォーマンスは、当ファンドの騰落率と差異が生じています。これは、主要投資対象ファンドのパフォーマンス算定基準日と当ファンドにおける主要対象ファンドの評価基準日が異なるためです。

以下は、主要投資対象ファンドであるエマージング・マーケット・サイケン・ファンド（以下、「主要投資対象ファンド」）に関する運用状況です。

当月の米ドル建て新興国ソブリン債市場はまちまちな展開となった中、JPモルガンEMBI Global指数（米ドルベース）は前月比+0.06%、年初来では-1.47%となりました。信用度の指標とされる米国債との利回り格差は拡大しました。

米国債市場は、米連邦準備理事会（FRB）の政策姿勢を睨み上下しましたが、月を通して見るとほぼ横ばいとなりました。前半はFRBの早期利上げ観測から下落（利回りは上昇）する局面がありましたが、後半にはパウエル議長の利上げに対する慎重な発言を受けて反発しました。欧州債市場は、高まるインフレ圧力への警戒感から軟調な展開となりました。欧州中央銀行（ECB）のラガルド総裁は、物価上昇は当初の想定よりも長く続く見込みではあるものの、来年中には低下するとの考えを示しました。ハイールド債券市場は下落しました。長期金利の世界的な上昇を受け、月の前半は弱含みでしたが、米国企業の好決算を背景に月末にかけて下げ幅をやや縮めました。新興国債券市場は、米ドル建てが小幅に上昇した一方、現地通貨建ては下落しました。中国の景況感の悪化や、ブラジル金融当局による連続利上げなどを背景に、現地通貨建て債券は下落基調で推移しましたが、米ドル建て債券は、原油高や、アジアや南米など一部の新興国通貨が米ドルに対して上昇したことなどが支援材料となりました。こうした中、米ドル建て新興国ソブリン債市場は、国別のパフォーマンスでは、スリナム（+9.52%）、スリランカ（+4.97%）、エルサルバドル（+3.55%）、パプアニューギニア（+2.54%）などが上昇となりました。一方、レバノン（-10.94%）、アルゼンチン（-5.40%）、エチオピア（-5.07%）、ガーナ（-4.90%）、チュニジア（-4.59%）などが下落となりました。

当月、主要投資対象ファンドのパフォーマンスは、-0.76%となりました。国別では、下落したガーナを非保有としていたことや、カザフスタンの銘柄選択などがプラス要因となりました。一方、下落したブラジルを高め配分としていたことや、メキシコの銘柄選択などがマイナス要因となりました。

米国では、FRBが11月2-3日の米連邦公開市場委員会（FOMC）において、資産買い入れの縮小（テーパリング）を11月から実施することを決定しました。FRBは政策金利の引き上げについては引き続き慎重な姿勢を維持していますが、国内の雇用状況の改善が継続していることや、世界的なサプライチェーン（供給網）の制約問題、エネルギー価格の上昇などが相まってインフレ圧力が強まっており、米国債利回りは上昇しやすい環境が続くとみえています。欧州では、ECBのラガルド総裁が依然としてインフレ率の上昇は一時的であるとして、来年には物価上昇が鈍化するとの見通しを示しています。しかしながら、10月ユーロ圏消費者物価指数が13年ぶりの高水準となる前年比+4.1%を記録するなどインフレの進行は表面化しつつあり、欧州債利回りも上昇が予想されます。

年末が近づいてきましたが、世界経済の見通しについては不透明感が高まりつつあります。新興国に続いて、先進国においてもインフレへの警戒感を受けた金融政策正常化の動きが広がっています。米国を中心に新型コロナウイルスショックからの景気回復が一旦ピークに達したとみられ、依然として新型コロナウイルスへの懸念も残る中、新興国債券市場では、当面値動きが不安定になることも想定されます。しかしながら、中長期的には、ワクチン接種の進展や各国における緊急経済対策を支援材料として底堅く推移すると予想します。但し、中国の規制動向、地政学リスクや個別国要因に注意する必要があります。

運用においては、従来同様、リスク管理に細心の注意を払い、新興国各国の財政状況などを注視しつつ、良好なファンダメンタルズを有し魅力的で投資価値のあるバランスのとれたポジション構築を目指してまいります。



投資リスク

基準価額の変動要因（主な投資リスク）

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク	投資信託証券を通じて投資を行う債券等の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
新興国への投資に伴うリスク	新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一時的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。税制においても、先進国の税制と異なる場合があります。また、一時的に変更されたり、新たな税制が適用されることもあります。上記のような要因が、信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 当ファンドが投資する外国投資信託証券の外貨建資産について為替変動リスクの低減を図るため為替ヘッジが行われますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があるほか、ヘッジコストの分だけ収益が低下することがあります。
金利変動リスク	債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

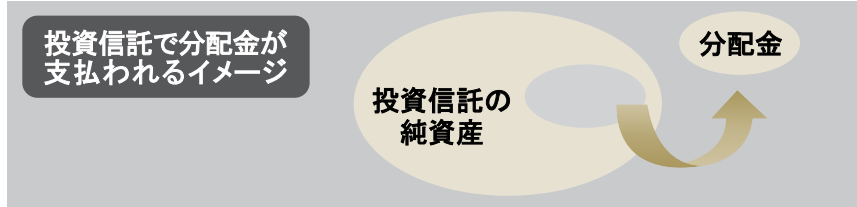
クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
収益分配金にかかる留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。



追加的記載事項

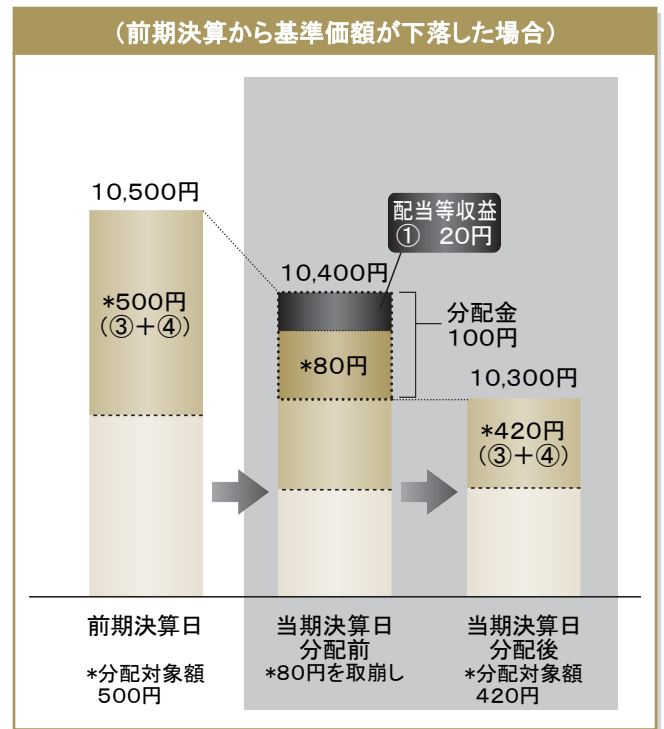
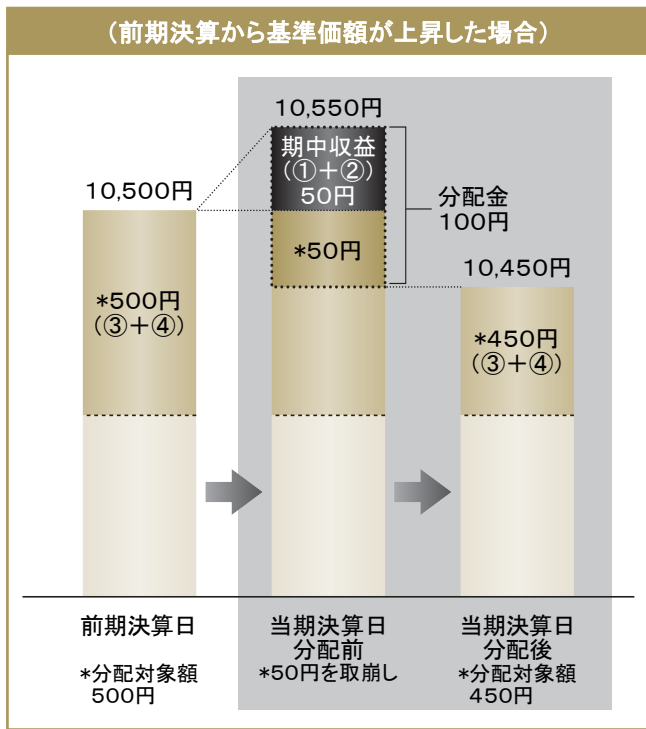
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

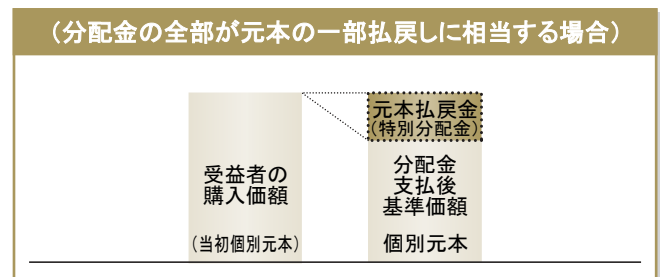
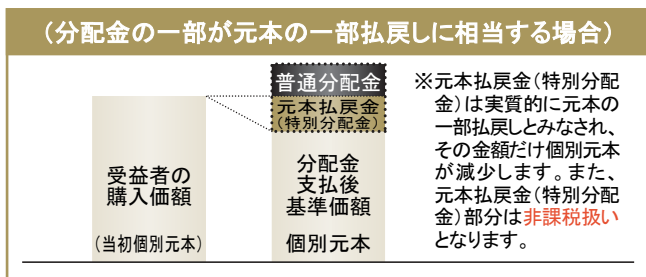
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。 ・ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日 ・ニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日 ・委託会社が別途定める日
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	2021年5月18日～2021年11月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限(当初信託設定日:2011年3月1日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年2月18日から8月17日までおよび8月18日から翌年2月17日まで)終了後および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用					
投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額 × 上限3.85%(税抜 3.5%) (手数料率は販売会社が定めます。) ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。			≪当該手数料を対価とする役務の内容≫ 販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等	
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額 × 年率1.023%(税抜 0.93%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。 運用管理費用の配分は、以下のとおりです。				
	純資産総額	250億円未満の部分	250億円以上500億円未満の部分	500億円以上の部分	≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫
	(委託会社)	年率0.20%(税抜)	年率0.15%(税抜)	年率0.05%(税抜)	信託財産の運用指図、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
	(販売会社)	年率0.70%(税抜)	年率0.75%(税抜)	年率0.85%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	(受託会社)	年率0.03%(税抜)			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	・ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケット・サイケン・ファンド ……信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額 × 年率0.61% ・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用) ……信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額 × 年率0.033%(税抜0.03%)～0.165%(税抜0.15%)				
実質的な負担	年率1.633%程度(概算) ※管理報酬等には年間最低報酬額が定められているものもあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。				
その他費用・手数料	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付および提出にかかる費用、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が、信託財産より支払われます。 (注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。				

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税、復興特別所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2021年4月末現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



委託会社その他の関係法人

委託会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 (信託財産の運用指図等)
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (ファンドの保管・管理業務等)
販売会社	(ファンドの募集・販売の取扱い等) 販売会社のご照会先は以下をご参照下さい。

新興国債券の実質的な運用については、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー(以下、同社といいます)は、同じBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「メロン・インベストメント・コーポレーション」から債券運用に関する事業を承継し、2021年9月1日から投資対象ファンドである外国投資信託の運用を開始した運用会社です。当該変更により、投資対象ファンドである外国投資信託の運用哲学、運用プロセスには変更はございません。同社は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置きます。

本社: 米国ニューヨーク

お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○

ご留意事項

- 当資料は、ファンドの運用報告に関する資料としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ファンドは、主に新興国の債券を投資対象としますので、組み入れた債券の値動きや為替相場の変動等の影響により基準価額は上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- お申し込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。